

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により，大規模小売店舗の変更の届出がありましたので，法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告するとともに，その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお，この公告に係る，大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，法第8条第2項に基づき，この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成17年3月8日

京都市長 榎本 頼兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社イソタニ

代表取締役 磯谷 康夫

京都市伏見区桃山福島太夫南町103番地

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ伏見深草店

京都市伏見区深草平田町7番地他1筆

(2) 変更する事項

変更する事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後9時15分まで	午前8時45分から午後10時まで

(添付図面省略)

(3) 変更年月日

平成17年3月19日

3 届出年月日

平成17年2月28日

4 縦覧場所，期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成17年3月8日(火)から同年7月8日(金)まで(日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前9時から正午まで，午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成17年7月8日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)